

（仮称）豊田市犯罪被害者等支援条例制定について

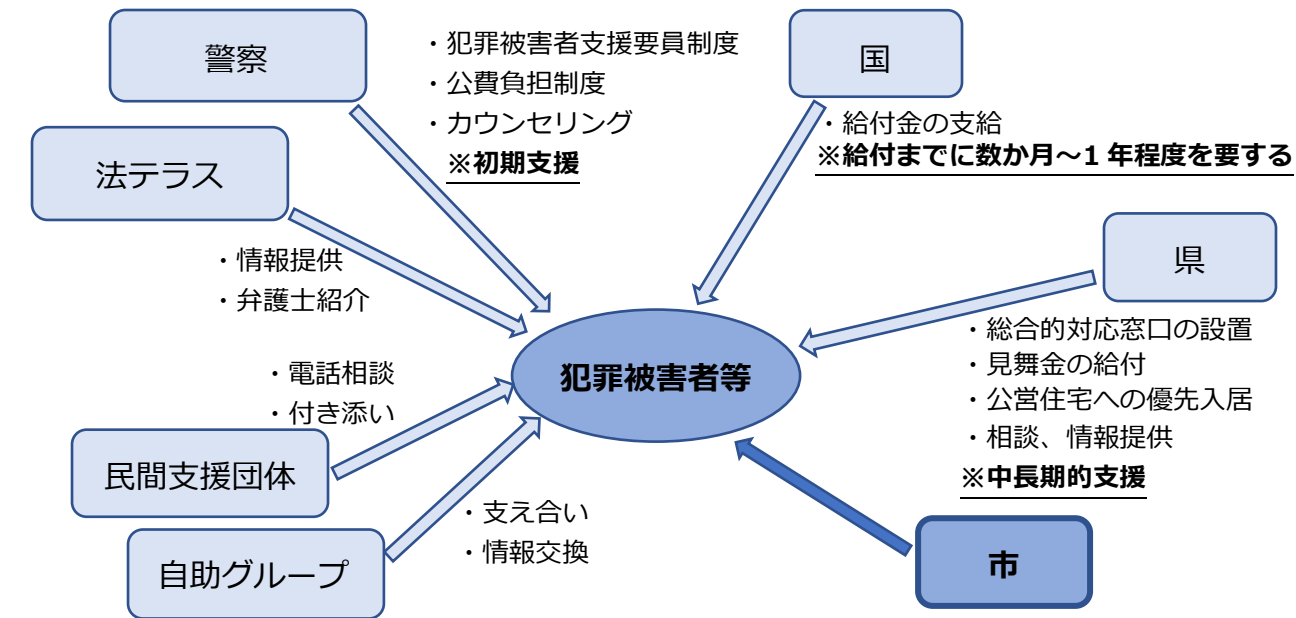
1 条例制定の目的

犯罪被害者等支援について基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護、受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を図るとともに、犯罪被害者等を支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する。

2 条例制定の背景

国	平成17年 犯罪被害者等基本法の施行 令和 3年 第四次犯罪被害者等基本計画の閣議決定 →犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定を地方自治体に依頼
県	令和 4年 愛知県犯罪被害者等支援条例の施行
他市町村（県内）	条例を制定している自治体：8市1町（令和6年4月1日現在） 名古屋市（平成30年）、大府市・知多市（令和4年）、 東海市・一宮市（令和5年）、岡崎市・幸田町・春日井市・豊明市（令和6年）

3 犯罪被害者等支援を取り巻く現状・課題と対応策



現状・課題	対応策（案）
・国による給付金制度は支給までに時間を要する（数か月～1年程度）。 ・警察による支援は事件発生から事件終結までを目安とした一時的なものである。	・見舞金による迅速な経済的支援 ・中長期的かつ途切れのない支援
・自治体窓口で、職員の知識不足・人事異動による経験不足等による二次被害が発生している。	・職員研修の実施 例）事例紹介、グループワーク
・暮らしの中で、偏見等による二次被害が発生している。 ・犯罪被害者等が思うように働けないこと等に責任を感じて職を辞し、生活が立ち行かなくなる。	・市民や事業所等に対し、広く継続的な周知・啓発の実施 例）犯罪被害者等支援パネル展、犯罪被害者等による講演会

4 市・市民・事業者の責務

市	市は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する。
市民・事業者	・市民及び事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するように努める。 ・市民及び事業者は、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。 ・事業者は、雇用する犯罪被害者等の就労及び勤務に十分配慮するよう努める。

5 施策の骨子と具体的な取組

施策の骨子	具体的な取組												
1 相談・情報提供等	・総合的対応窓口（犯罪被害者等の世帯状況や困りごとの聞き取り・把握）を設置し、必要な情報を提供する。 （犯罪被害者等支援に精通している者の紹介・関係機関等との連携協力・市役所内の各種制度への橋渡し） ⇒必要に応じて、2、3へつなぐ												
2 経済的負担の軽減	・見舞金の給付（県給付額の 1/2） <table><tr><th></th><th>対象</th><th>金額</th></tr><tr><td>遺族見舞金</td><td>犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族（危険運転致死含む）</td><td>30 万円</td></tr><tr><td>重傷病見舞金</td><td>犯罪行為によって重傷病を負った犯罪被害者</td><td>10 万円</td></tr><tr><td>精神療養見舞金</td><td>特定の犯罪行為※によって精神疾患を負った犯罪被害者 ※殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐、人身売買（全て未遂を含む）</td><td>2.5 万円</td></tr></table>		対象	金額	遺族見舞金	犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族（危険運転致死含む）	30 万円	重傷病見舞金	犯罪行為によって重傷病を負った犯罪被害者	10 万円	精神療養見舞金	特定の犯罪行為※によって精神疾患を負った犯罪被害者 ※殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐、人身売買（全て未遂を含む）	2.5 万円
	対象	金額											
遺族見舞金	犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族（危険運転致死含む）	30 万円											
重傷病見舞金	犯罪行為によって重傷病を負った犯罪被害者	10 万円											
精神療養見舞金	特定の犯罪行為※によって精神疾患を負った犯罪被害者 ※殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐、人身売買（全て未遂を含む）	2.5 万円											
3 心身に受けた影響からの回復又は軽減及び生活再建の支援	・心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス・福祉サービスが提供されるよう必要な支援を行う。 ・日常生活・社会生活の再建を図るため、就労・居住その他必要な支援を行う。 例）こころの悩み相談、生活困窮者支援、専門相談支援（法律相談）など ※ 複合的継続的な支援が必要な場合は、市役所内外の関係多機関が、犯罪被害者等本人同意の上、必要な情報を共有し、各自の役割分担をした上で継続的に支援を行う。												
4 広報啓発	・市民及び事業者の理解を深める広報啓発を行う。												
5 人材の育成	・職員研修を実施する。												

用語の定義

・犯罪等	犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
・犯罪被害者等	犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
・犯罪被害者等支援	犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安全に安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
・二次被害	犯罪等による直接的な被害を受けた後に、加害者及びその関係者の不誠実な言動、周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗（ひぼう）中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。